

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を令和5年4月1日から次のように改めます。

令和5年1月20日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

第2項中第14号「三井住友信託銀行株式会社」、第15号「三菱UFJ信託銀行株式会社」を削り、第16号を第14号とし、第17号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

(交通局企画総務部財務課)